

保 護 者 様

令和 年 月 日

大阪市立市岡中学校

校 長 西川 孝治

学校感染症に伴う欠席届について

お子様におかれましては、学校感染症で欠席されていましたが、その後体力の回復が見られ医師の許可があり、登校していることと思います。

学校感染症は、学校保健安全法により出席停止（病気欠席扱いにしない）の措置をとることとなっています。なお、出席停止期間は裏面をご参照ください。

本校では、裏面の届の提出により、出席停止扱いにさせていただきます。保護者の方で必要事項を記入のうえ、速やかに学級担任までご提出ください。また、診断を受けた医療機関主治医等で「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」等をいただいている場合は、その用紙でもかまいません。

ご不明な点は、保健室（釘本）へご連絡ください。

学校感染症による欠席届

(病院名) _____ 病院・医院による診断結果、

(病名) _____ により 月 日から 月 日まで

日間 欠席しましたのでお届けします。

年 組 名前 _____

保護者名 _____ 印 _____

出席停止扱いになる感染症

医師の診断により下記の感染症あるいは疑いと診断された場合は、出席停止になります。

	病名	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 重症性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、 ジフテリア、急性灰白髄炎、鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 特有の席が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病） (その他の感染症) 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） 伝染性紅斑（リンゴ病）	感染のおそれなくなるまで (停止期間のめやす) 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経る A型E型：肝機能が正常化するまで（B・C型は出席停止不要） 発熱や咽頭・口腔の水疱・海洋を伴う急性期 発熱や咽頭・口腔の水疱・海洋を伴う急性期 急性期 下痢・嘔吐症状がある期間 発疹期は感染力がないので、医師と相談し登校可能

※アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、白癬感染症（特にトングランズ感染症）は出席停止不要とされています。